

つもりでございます。その観点から日本は、憲法上のたてまえもあり、集団的自衛権を行使するというのには非常に疑義があるという立場に立って、従来から一貫して政策的にもそういうことはあり得ないという立場をはっきり示しているつもりでございます。

○水口宏三君 疑義があり、あり得ないというようなことは、それであいまだから私は防衛庁長官に確認したんです。憲法上できないことだということを防衛庁長官ははっきり言ってるんです。そうでしょう。それをあなたは、疑義があり何だかんだといかげんに言ってますけれども、憲法上できないんですよ。これは、ところが一方、五十一条の集団的自衛権というものはあなたのおっしゃるとおり国際通念として、日本と非常に密接な関係のある地域が外から武力攻撃を受けた場合に日本の安全が脅かされると、したがって、日本が武力を行使してその国の安全を守るということ、これを集団的自衛権と称しては行かぬ。しかも私が申し上げたように、これはサンフランシスコ講和条約の第五条の○項でも、安保条約そのものの前文でも日米が確認しては行かぬんですか。これは全く憲法九条の、防衛庁長官のおっしゃった憲法によって海外派兵はできないんだということ、できもしない国が何で一体それじゃあサンフランシスコ講和条約なり日米安保条約の中に集団的自衛権を持っているということを確認したんですか。

○政府委員(高島益郎君) これは日本が特に要求して確認したことではございませんで、特に平和条約等では、これは、その際に初めて日本が独立国になるわけでございますので、そういう意味で独立国としては当然そういう権利を持つということが国際的に確認されたというだけのことでございます。ただ先ほどから申していますとおり、日本には日本の憲法がありますので、権利はあってもその権利は行使できないというのが政府の立場であるというふうに考えております。

○水口宏三君 それはごまかしです。サンフランシスコ講和条約は、あなた、押しつけられたのではありませんか。ちゃんと日本の全権が行って調印しているのですよ。しかも、ここには日本国が主権国として云々と明確になっている。これを承認したのだ、全権は。しかも、日米安保条約は何ですか、これは。サンフランシスコ講和条約でなくて、日本がむしろ改定をアメリカに要求をし、アメリカがこれに応じて日本とアメリカの合意のもとにつくったものでしょう。この前文の中で自発的に日本がこれを認めているんじゃないですか、はっきり「兩國は」となっているのですよ。それならなぜ「アメリカは」としないのですか。そんなないかげんなごまかしではだめですよ。「兩國は」ということを日本自身が認めているんじゃないですか、ちゃんと。アメリカが押しつけたのですか、これは。

○国務大臣(江崎真澄君) これは水口議員の専門家としての立場の意見ですから、われわれどうもあまり専門家はありませんが、アメリカにはやはり集団的自衛権があり、そこで、いま御説のように、なぜアメリカと書かないかと、こういう意味でございます。しかし、日本は国際通念で認められておる個別自衛権、集団自衛権、これは国際的に認められておるものですが、日本の場合は憲法上その集団自衛権を發揮するといつか、用いる手段がない。それじゃあその手段はなぜないのか、憲法上ないと、こういうことじゃないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○水口宏三君 時間がありませんから、これは午後、本会議後に延ばしますけれども、いまの江崎長官の答弁、ごまかしです。なぜかといえ、憲法九条で、あなた方は自衛のためならば戦力を持つ、自衛のための戦争はできるという解釈を持っていらつしやるわけでしょう。個別的とも集団的とも書いてない、憲法のどこに書いてあるのですか。憲法九条そのものを自衛権という観点でもってそう解釈なさる以上、当然国連憲章の五十一条の個別的または集団的自衛権、これは国の固有の自衛権として認めているわけですね。われ

われもそれは認めます。ただし、武力行為によってこれを行使することをわれわれは反対をしている。憲法は禁止しているというふうに考えている。あなた方の解釈は全く矛盾していますよ。この点は午後ゆっくりやりましょう。

○国務大臣(江崎真澄君) 私、そういうことを申し上げたのじゃないので、国際的に日本はこれは非常に特殊な立場に置かれているわけですから、この憲法上、そうですね。ですから、その個別自衛権、集団自衛権ということは国際通念として両方あるというたてまえであるが、日本の場合は集団自衛権というものを認めることはできない、これは手段がないわけですね。なぜか、それは憲法上禁止されているから。だから個別自衛権はあるが集団自衛権を用いることはできない、こういうふうに申し上げたわけですね。

○水口宏三君 憲法のどこにそんなことが書いてあるのですか、集団自衛権は行使できないなんてどこに書いてあるか、第何条に書いてありますか。○国務大臣(江崎真澄君) どうも私も専門家ではありませんからその辺弱いのですが、私の言う意味は、憲法上海外派兵は禁じられておるというたてまえからいって、当然集団自衛権というものを行使することはできない、こういうことを申し上げておるわけですね。

○水口宏三君 あなた、ちょっとおかしいと思いませんか。憲法が海外派兵を禁じているから集団的自衛権を持ってないといまおっしゃった。集団的自衛権はどうかといえ、これは憲法に書いてあるからできないんだとおっしゃる。これじゃ何にも結論にならないじゃないか。私は憲法のどこで禁止されているかを明示してもらいたい、と言っているのです。午後によりましょう。

○委員長(柳田桃太郎君) それでは、本案に対する午前中の審査はこの程度にいたします。

午後三時まで休憩いたします。

午後一時二十八分休憩

午後三時二十一分開会  
○委員長(柳田桃太郎君) たいだいまから内閣委員会を再開いたします。

沖繩の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置等に関する法律案を議題といたします。

御質疑のある方は順次発言を願います。

○水口宏三君 それでは午前中の質疑に引き続きまして、午前中の質疑の結論が出ておりませんが、私から再度どくどく申し上げませんが、思い起こしていただきたいことは、防衛庁長官から、海外派兵は憲法にのっとってこれはできないことであるというお話があった。ところがサンフランシスコ平和条約第五条の○項、それから日米安保条約の前文には、日本が個別的または集団的自衛権、国連憲章の五十一条で規定するこれらのものを保持していることを確認をいたしておるわけでございます。しかも、集団的自衛権の行使の具体的な形態については、これは条約局長も御説明になったように、また一般的にも、日本の近隣国が攻撃を受けた、それから日本の安全に非常に危険な状態を引き起こした場合、日本がこの攻撃に対して武力をもって対抗する、これが集団的自衛権の行使であるという御説明があったわけでございます。そうなりますと、憲法によって海外派兵、具体的には集団的自衛権の行使は不可能であるという防衛庁長官の御発言と外務省条約局長の御発言、言いかえれば、確かに日米安保条約なりあるいはサンフランシスコ平和条約で明らかにしているこの集団的自衛権との矛盾があると思うのです。この点について再度防衛庁長官あるいは外務省からの御意見を伺いたいと思っております。

○国務大臣(江崎真澄君) 憲法上の解釈の論議になりますので、ちょうど法制局から出席しておりますので、法制局のほうから一応先に答弁をいたします。

○政府委員(眞田秀夫君) お答えを申し上げます。私、午前中の御議論の状況を感じておりませんので、あるいは重複するかもしれませんが、あるいは多少御質問に対してずれたお答えになるかも

しませんが、これはまたあとで御指摘があれば補完して御説明をさせていただきますことにいたしましたと思っております。

自衛権の問題でございますけれども、ただいまおっしゃいましたように、安保条約それから平和条約、それから先ほどお触れになりましたんでしたけれども、日ソ共同宣言にも、集団的自衛権及び個別的自衛権があるという、日本に自衛権があるということがうたがってございまして、これは国際法の面での話でございますが、これは国際法として個別的及び集団的の自衛権があるというところが宣言されておるわけでございます。その面と、それからわが国が国内法としてどういふ形の自衛権を行使できるかというところは、これはわが国に関する限りわが国の憲法が記述しているところでございます。そこで、憲法の解釈といたしましては、これはもう国会で何十回となくお答えしておりますように、集団的自衛権は日本国憲法の許すところではないというふうにはっきり申し上げておるのとおりでございます。個別的自衛権の意義につきましては、先ほどおっしゃいましたように、外務省から午前中御説明があったようにございまして、そのとおりだと存じます。

○水口宏三君 いまの御答弁に対して午前中申し上げたのであって、日本国憲法の何条にどういふことばによって、個別的自衛権の行使は武力によつて行なえるが、集団的自衛権の行使は行なえないと、どこにどういふことばで規定があるかを告示願いたい。

○政府委員(真田秀夫君) 日本国憲法の条章には、どこを見ましても、個別的自衛権はあるが、集団的自衛権はないということ明文をもつて書いている個所はございません。これは御承知のとおりでございます。問題になるのはやはり憲法九条でございます。九条によれば、日本国は戦争を放棄する。それから国際的な紛争の解決の手段としては武力を使わないということを書いております。これが憲法九条の文言でございます。しか

しその文言にもかかわらず、日本国はやはり独立主権国をいたしまして、自国の安全を放棄して立っているわけではなくて、やはり平和のうちに国民はすべて平和のうちに生存する権利があるというところは、これは憲法の前文にも書いてございます。そういう規定を踏まえまして憲法九条を讀みますと、そうすると、わが国に対して直接に急迫不正の外国からの侵害があつた場合に、日本の国家の安全を犠牲にしてまで手をこまねいて死を待つことを憲法が明定しているとはどういふ考えられませんか。そこで、独立国家として自衛の権利はあります、またそれに必要な最小限度の行動は憲法もこれを禁じている趣旨ではないというところがそもそも議論の出発点でございます。そういう議論の筋道といたしまして、そこで先ほど申しました個別的及び集団的自衛権の適用関係を見ますと、そうすると集団的自衛権というのは、これもおそらく条約局長から御説明があつたと思

いますけれども、わが国自身に対する攻撃がない、第三国といひますか、他国に対する攻撃があつた場合に、その他国がわが国にかりに連带的関係にあつたからといって、わが国自身が侵害を受けたのでないからかわらず、わが国が武力をもつてこれに参加するということば、これはよもや憲法九条が許しているとは思えない。憲法九条が許しているのはせいぜい最小限度のものであつて、わが国自身が侵害を受けた場合に、その侵害を阻止し、あるいは防ぐために他に手段がない、そういう場合において、しかもその侵害を防止するためには、要最小限度の攻撃に限つて行なつてもよろしいと、いわゆる自衛権発動の三要件とか、三原則とか申されておりますけれども、そういうものに限つて、そういう非常に限定された態様において、日本も武力の行使は許されるであろうというのが政府の考えでございます。

○水口宏三君 憲法九条は、いまお話によると何か最小限度というものは許しているというふうな御発言がございましたけれども、憲法の文章

の中には、個別的自衛権ならば武力を行使してもよろしいという文句は全然ございません。よろしゅうございませぬか、そういう文句は全然ないわけですよ。ただあなたの御解釈で、日本は独立国であるから自衛権を持つていて、この点に対してはわれわれも否定をいたしていません。ただわれわれが問題にしておるのは、憲法九条は、自衛権の行使の形態として武力を用いることを禁止しているという解釈に立つておる。皆さん方はどう

よりは、すなわち佐藤内閣は、自衛権の行使の形態として武力を用いることを憲法が禁止していないという立場をとつておるわけですか。そこであなた、何か集団的自衛権であると、これは非常に何と申しますか、個別的自衛権から見ると危険なものである。個別的自衛権の発動ならばこれは最小限度だからいいんだというふうに言つておられますけれども、国連憲章五十一条を見ても、これはまさに独立国の固有の権利として個別的または集団的自衛権ということで、その間に何らの差別なしに固有のものとして自衛権を認めているわけですか。そういったと、あなたのおっしゃつておることは、全くかつてあなたがおっしゃつておるだけであつて、憲法九条の条文に照らしても、国連憲章五十一条に照らしても、個別的自衛権の発動なら武力は用いるが、集団的自衛権の発動の場合は武力は用い得ないとか、あるいは日本は集団的自衛権の発動はできないんだなどという解釈はどこからも出てこないというふうには思

います。どうしてその解釈がどこから出るのですか。

○政府委員(真田秀夫君) 実は先ほどはそういう解釈が出てくるゆえんのもの申し上げたつもりでございます。平和条約なり、安保条約なり、あるいは国連憲章に国家固有の権利として集団的、個別的自衛権があるということが書いてございませぬ。これは先ほど申し上げましたように、国際法の面でございます。これはかりにかりにございませぬ、頭の中だけの話でございますけれども、かりにわが国が集団的自衛権の行使とい

うことを行なつても、外国はわが国を目して国際法違反であると、国際法に見て違法な行為をしたのだというべき立場にはないことだろ

うと思つておる。これは国際法の面でございます。そこで、それが国際法の面でございますが、国内的に、わが国がどういふ形で武力を行使するか、あるいはどういふ場合に武力の行使が許されるか、あるいはまた禁止されるかというところは、わが国の憲法がきめておるところでございます。そこで憲法の話は先ほど申しましたが、一口に自衛のために武力を行使してもいいんだというふうには申し上げておらないわけでございます。そのためには三要件のもとにおいてのみ許されるというのが憲法のきりきりの解釈であると、かように言つておるわけでございます。

○水口宏三君 あなたの言つておることはどうも私の食い違つておるんですよ。つまり個別的または集団的自衛権を固有のものとして各国が持つておるといふことはわれわれは否定していません。その点は否定してないんですよ。ただ問題は、日本国憲法というものは自衛権の行使の形態として武力を使うことを禁止しているのだという解釈に立つておる。あなた方はそうではないわけですね。自衛権の発動の形態として武力の行使も許されるという立場をとつていらつしやるのだ。そうすると、憲法の解釈として、個別的自衛権の場合ならば武力の行使もできるが、集団的自衛権の行使の場合には武力ができないというふうな、そういう解釈がどこから出てくるのかというところを具体的に示していただきたいのです。ただ何となく、そう考えますと、まあわれわれはそういう方針ですと言われては憲法の問題ではないですよ。そこで私は最初に、防衛庁長官に、海外派兵というものは憲法上の問題として禁止されているのかというのを伺つたら、憲法上の問題として禁止されていると、これを言明なさつたから聞いておるわけなんです。そんなないまいな、あなたがおっしゃるに、頭の中だけの話でございますけれども、かりにわが国が集団的自衛権の行使とい

回答してください。

○政府委員(真田秀夫君) これはもう先ほどの繰り返しになるかと思えますけれども、自衛権の行使の手段として、無条件で武力を使ってもいいんだというふうには言っておられないわけでございます。まして、前々政府がお答えしてありますように、三原則、三要件のもとにおいてのみ、非常に限定された形で、万やむを得ないという場合に限り、その限度の武力の行使が許されるだろうということでございます。それでそういう解釈が出てくるゆえんは、先ほど申しましたように、一國の主権国家として自分の国の安全を犠牲にしてまで手をこまねいて待つておれというところから出発しているはずはなからうというところから出発している、こういうふうには理解しております。

○水口宏三君 あなたのおっしゃる三要件というものを具体的に言っていたらいいと思います。それから私がこの議論を出した発端は、一九六九年十一月の佐藤・ニクソン会談の中で、韓国の安全は日本の安全にとって緊密な関係にある。台湾の安全も日本の安全にとって重要なものであるということを含意をし、世界に宣言をしたわけなんです。そうなりますと、韓国の安全が脅かされる、つまり韓国が武力攻撃を受けた、こういう事態、こういう場合には即ち日本の安全を脅かされたということになるんじゃないか。これこそまさに集団的自衛権の行使ということの、少なくともぼくは解釈としては、あなたの方の立場に立って当然出てくる結論ではないかということでは何とているわけですか。まずあなたのおっしゃる三原則なるものを言っていたらいいかと、いまの日米共同声明の中の韓国条項は特に一番重要だと思っております。それとの関連を、御説明を、御答弁を願いたい。

○政府委員(真田秀夫君) 普通に自衛権行使の三原則といわれているものにつきましては、先ほども触れておきましたけれども、まず場合がいたしましては、わが国に対して外国からの武力攻撃が行なわれたということでございます。第二番目においては、その武力攻撃を防ぐために他に方法がない、武力をもって反撃するよりほかに方法がないという非常に切迫している場合、それが第二の要件でございます。それから第三番目の要件といましては、かくして発動される武力行使は、外国からの武力攻撃を防止する必要最小限度に限るということでございます。

それから韓国についての、韓国条項についての御質問でございますが、これはわが国の自衛権行使の三要件とは関係がございませんで、いま申しましたように、わが国に対する武力攻撃があった場合に日本の個別的自衛権は限定された態様で発動できるというだけのことでございます。それから、韓国に対する脅威が、危害がございしても、これは直ちにわが国の自衛権が発動することになるとは毛頭考えておりません。

○水口宏三君 それでは、これはどうも法制局と防衛庁と外務省と三者三様の解釈をなさっている。国の防衛に関して三様の異なった解釈があるという事は非常に危険だと思つて防衛庁長官は、海外派兵は憲法によって禁止されているとおっしゃった。外務省の条約局長は、その集団的自衛権の問題については、わが国の安全に密接な関係のある国が武力攻撃を受けた場合、当然この武力攻撃をわが国への集団的自衛権の発動の対象となり得るものであるが、われわれはそれをしないというだけだというふうな御答弁をなさった。いま法制局長官から伺うと、憲法上のこの解釈からいけば、集団的自衛権の行使はできないのだ。つまり現在の自衛権というものは、憲法九条との関連における自衛権というものは、わが国への直接的な武力攻撃あるいは他にそれを防止する方法がない場合、その武力攻撃を最小限に防ぐための行動しかとれないのだということを言っているわけじゃないか。しかも私が何回も申し上げるように、そういう立場を持っているのに、それでは日本政府が何で日米安保条約の前文の中で、あえて集団的自衛権を持つていたのかというのを確認をし、世界に公表をしたのですか。

○政府委員(高島益郎君) 私の午前中の答弁について少し誤解があるのではないかと思います。私、自衛権というものを、日本についての説明としてではなく、一般的な説明がどういふものかというお話でございました。集団的自衛権とこの個別的自衛権とをいふのは、ある国と密接な関係のある国に対して武力攻撃があった場合に、これをその武力をもって援助する、防衛するといふ権利である、こういう権利は国際法上すべての国が持っている、こういうふうな現在なっております。ただ日本につきましては、たつともございませぬ。ただ日本につきましては、憲法上の制約があるためにこの権利を行使することができないというふうな申ししたつもりでございます。

○水口宏三君 いや、私は、それであなたに、憲法のどこに書いてあるかと言つたらば、憲法にはそういうことは書いてございませぬ、ただわれわれはそういう立場をとっているんだとおっしゃるだけですね。それで、憲法にございませぬ、私、実はそういう御答弁をする資格がないものでございませぬ、ただ、そういう一般的なことを申し上げただけでございます。

○水口宏三君 あなたの答弁はそうだったということだけを確認していただければいいんです。防衛庁長官、いかがですか。

○國務大臣(江崎真澄君) これは、しばしば従来も国会で問題になってきておるようでありませぬが、まあ先ほど法制局長官が申しましたような見解に立ってこへきておるわけですね。だから日米安全保障条約だけをとっていいとすると、この個別的自衛権それから集団的自衛権をなぜ併記したのか。これはアメリカにあるけれども日本にはないというわけですが、さつきも第一部長が言いますように、日本がたとえば集団的自衛権を行使したとしても、それは国際法上の通念として認められたら、私それとおりに思ひます。しかし集団的自衛権を行使することは憲法の条章、いわ

ゆる第九条によつてできない、その手段はない。これは私午前中もそんなふうなことを申し上げたつもりでありませぬが、そういうふうな規定してあるんだ。これは明文の記述はございませぬが、あの九条というものは、国際紛争を解決する手段として武力を用いることは禁じておられますが、座して死を待てることは禁じておられません。そこで主権の存するところ、にわかに不正の侵略があった場合は最小限の抵抗は当然これは認められるということ、今日まで政府の統一見解としてここにきておるわけでありませぬ。大体以上そういうふうなことを考えています。

○水口宏三君 防衛庁長官非常に苦しい御答弁をなさつておられますけれども、自衛権そのものは、これは個別的であれ集団的であれ、その国の安全を守るということ前提にしての権利ですね。決して自分と仲のいい国が攻められたからその仲のいい国を助けに行くんだという、そういう考え方はないんです。それで、これはあくまでわが国の安全のための権利ですね。そうすると、個別的自衛権と集団的自衛権の差はどこにあるのですか。個別的自衛権の場合には、わが国のみの武力によつてこれに対抗する場合、集団的自衛権の場合にはわが国の安全が危殆に瀕した場合、そういう認定に立ったときに、わが国と他国が一緒になってこれに対して武力的抵抗を行なうということが、これがいわば武力による集団的自衛権の行使ですね。それで、そうならば、憲法の条章をどう考えても、憲法というものはあなたの方の解釈によれば自衛権を否定してない。私もそう思ひます。ただ私たちは、武力による自衛権の行使は否定してないかと考へる。しかしあなたの方は、それを否定してないかと考へる。そうすると、個別的であるか集団的であるかという差は何ら本質的な問題ではございませぬ。たとえ集団的であろうと個別的であろうと、あなたの方の解釈に立つたならば、日本の安全が直接脅かされたような状況、こういう場合に当然固有の権利と

15

して持っている自衛権を發動し、その發動の形態として武力を用いるという解釈にならざるを得ないんじゃないですか。それにもかかわらずあなたは、憲法上集団的自衛権の行使は禁止されているんだと言っている。ところが法制局のほうはそうではないに、一応自衛の三原則というものを講じた。これはかつて内閣がつくったんでしょ。憲法の問題ではございませぬ、憲法には自衛三原則なんて何もありませんから。ただ、たまたまいつの内閣のときですか、その内閣が憲法の解釈としてその三原則をつくったにすぎない。こういうふうなものは憲法上の問題ではございませぬ。憲法の解釈でいつでも変わる問題。むしろ基本的な考え方自身は、これは個別的自衛権の發動の場合の三原則でしょう、このあなたがおっしゃった三原則というのは、しかし自衛権というものを、先ほど申し上げたように、それじゃあ日米安保条約の中で明らかに日本は集団的自衛権は放棄いたしますという文言でもあらば別ですよ。何だっただけの国会論争をここにたくさん持ってきていますから示しましょうか。——藤山外務大臣は追いつめられて、いやわが国は集団的自衛権を持っていないと言ったんですよ。それであわてて法制局長官が、いやそんなことはありませぬ、集団的自衛権というものは固有の自衛権としてあるのだ。それはそれでしよう、安保条約の前文に書いてあるんだから。あるけれども、これは行使いたしませんといっただけのことなんです。だから私の言うのは、そういう憲法上の問題とあなた方の憲法の解釈論、いわば政策論とごっちゃにして、そのときどきに都合のいいことを言われたのでは困るのです。だから私はこの際、憲法との関連においてこの集団的自衛権の問題を明確にしておきたいと思うのです。

○政府委員(真田秀夫君) 個別的自衛権と集団的自衛権という形では同じものである、その行使の態様において、あるいは要件において違っているというふうな見方をするか、あるいは違う権利であるというか、これは観念のしかただ

ろうと思えます。要は、結局独立主権国として自衛権がありまして、これは先生もお認めになったとおりでございます。これは国際的にも通用する。そのことは国連憲章五十一条にも明記してございます。それで、それをわが国の立場として、わが国が日本国憲法のものでいかなる行動がとれるかということは、それは日本国憲法の解釈の問題でございまして、それににつきまして非常に限定された形の、つまり先ほど来申しました自衛権行使の三原則、三要件、このもとにおいてのみ行使が許されるだろうというふうな解釈しているわけでございまして、その解釈の結果、振り返ってみますと、それはもう個別的自衛権しか該当しない。これに該当する場合というのは個別的自衛権のことである。つまり第一原則、第一要件が先ほど申しましたように、わが国自身に対して外国から武力攻撃があった場合に云々というものが第一原則でございますから、その原則の適用の結果、わが国が行使し得る自衛権の態様というものは個別的自衛権に限られると、こういうことにならうかと思えます。

○水口宏三君 それはどうもすりかえがありますね。あなたのおっしゃる三原則というのは憲法に書いてあるんじゃないんですよ。あなたの方がそう憲法を解釈したわけでしょう。そうでしょう。だから私は申し上げるんですよ。憲法第九条の解釈にはいろいろあります。したがってあなたの方が、自衛権の發動の形態としてこの三原則を取り上げた。このときには個別的自衛権と集団的自衛権というごときは論議になっていません。ただ自衛権の發動のむしる要件としてこれを言ったにすぎない。ところがその後、国会の中でも集団的自衛権と個別的自衛権の問題が問題になり、特に一九六九年の先ほど申し上げました日米共同声明の韓国条項との結びつきでこれが問題になったわけですね。しかも先ほどの条約局長の解釈、これは国際通念ですよ、集団的自衛権の發動の場合に、とすれば、あなたの方がしこの憲法第九条がそういうものを、自衛権の發動の形態として武力行使を

認めているなら、集団的自衛権を持っているわが国が最小限度の行動として、まあそれはきょう本会議の佐藤さんの答弁を聞くと、今度のアメリカのベトナムにおけるあの行動もアメリカにとつての集団的自衛権の發動だと言っているけれども、これはまさに拡大解釈であり、法的に非常に疑義があり問題にならないと思うのですよ。しかし少なくとも一國の首相が、わが国の安全と緊密な関係に韓国の安全があるのだということを相手國の首相と合意し、これを宣言している。そうすると、その國が武力攻撃を受けるということは、これはまさに集団的自衛権行使の最小の限界内の私問題だと思ふのです。それを、あなたの方の憲法解釈からいってそのところについては一つも明確になっていないじゃないですか。この三原則というのはむしる個別的自衛権の行使についてのあなたの方の三原則なものであって、日米共同声明以後の憲法解釈論じやありませんよ、それは。どうなんでしょうか、法制局のほうは。

○政府委員(真田秀夫君) 憲法はいろいろ解釈の余地が残っている点がたくさんあることは御承知のとおりでございます。九条などというのはその最たるものであらうかと思ふます。で、先ほど来申しているのは私たちの憲法の九条の解釈でございます。先生のおっしゃるのはまた先生のほうの御解釈だらうと思ひまして、これはもう見解の相違と言ふよりほかしようがないのでございまして、ここで私が、それじゃあごもつともございませぬと言つて、私の見解を要するということができるようなものではないことはおわかりだらうと思ひます。

それはまあとにかくといたしまして、私たちが三原則と言つているのは個別的自衛権の原則だけじゃないかと、集団的自衛権はできることにならぬじゃないかという御質問があったかと思ひますけれども、私たちがそうじゃございませぬ。おおよそわが国が武力行使をできるというのは、いまの三原則のもとにおいてのみである、そこ

で第一原則が働きました、結果としてこれは個別的自衛権の態様においてしか武力行使ができないということになると、これは明白なものであらうというふうな考えのわけでありませぬ。

○水口宏三君 それならば、私が何回も申し上げるように、日米安保条約の中でわが国が集団的自衛権を持つていふことを確認するといふばかなこととはあり得ないやありませんか。いまあなたの言つてことでは、集団的自衛権を放棄している、憲法に禁止している、そう解釈をおとりになつてゐるわけでしょう。ぼくの解釈じゃないです、あなたの解釈ですよ。あなたの解釈としては、日本国憲法第九条は個別的自衛権を最小限度の形で武力を行使することは認めていない、ただし集団的自衛権の武力行使は認めていないという解釈をお持ちになつてゐるわけでしょう。じゃなぜ一体日米安保条約の前文で、わが国が集団的な自衛権を持つてるといふことを日米の合意、むしろ確認してるといふ、何でもこれでもって放棄してないんですか。

○政府委員(高島益郎君) お答えします。これは国連憲章はもとより、日本の入つております諸条約、平和条約をはじめ日米安保条約、日ソ共同宣言、すべて主権國としての日本に個別的及び集団的自衛権があるということを書いてあります。これは先生のおっしゃるとおり、なるほど日本の憲法上の立場からしますと、理論的に自衛権を行使する方法は全くないわけではございまして、条約技術的に申しまして、日本については個別的自衛権だけしか持たないというふうなことを書くこともあるいは可能かと思ひますが、これはしかし国際法上の一國家として、主権をみずから國際的に制限するといふのは非常に問題があると思ひます。そういう立場から、平和条約及び国連憲章の規定のしかたに従つてすべてそういう方法で書いていられるわけでございます。

○水口宏三君 外務省は日本国憲法に基づいて条約を締結しないんですね。日本国憲法とは無関係に、國際通念などということでもって日本国憲法に反することでも条約化するんですか。